

「わかりやすい選挙広報誌」の簡単ガイド

知的・発達障がいのある方々にとってわかりやすい文章のサンプル(共通質問部分)です。記載内容はあくまで例です。書き方の技術のみ参考にしていただければ幸いです。

1、私たち障がい者が何に困っていると思いますか？

- ^{しごと}**仕事**が^{ばしょ}できる^{すく}場所が少ないこと。
- ^{すむ}**住む**場所が^{ばしょ}少ないこと。

2、あなたは粕江市に何が足りないと思いますか？（人、物、環境など）

^じ**地**^{ずい}**しん**や^お**こう**^た**水**が起きたときに、
ひな^{ばしょ}んで^たきる**場所**が足りていない。

3、あなたなら足りないことをどうやって解決しようと考えますか。

ひな^{ばしょ}んで^{つく}きる**場所**を**た**く^し**さん**作り、
みんなに **わ**かり^し**やす**く**お**知^らせ^せします。

【ひとことメッセージ】

みんなが ^{あんしん}**安**心して、

^{たの}**楽**しく^くらせる **ま**ちに^します！

前頁の例文は※「知的障害のある人の合理的配慮」検討協議会がまとめた「わかりやすい情報提供のガイドライン」の内容を参考にして書いています。主なポイントは以下の通りです。

1：「漢字にはルビ」「小学2～3年生までの漢字を中心に」

知的障がいのある方は、漢字の読みに苦労するケースがよくあります。

2：「漢字4つ以上の連なりを避ける」

「ひとつことメッセージ」の例文を「みんなが安心して、なかよくできるまちにします！」としましたが、普通であれば、「安心安全」や「共生社会」という言葉を使いたくなるかもしれません。長い漢字列をかみ砕いて表現することで、わかりやすくなります。

3：「一文は30字以内を目安に」

一文が長くなればなるほど、意味をつかむのが難しくなります。

4：「文字は12ポイント以上に」

冊子はA5サイズに縮小されますので、記入の際は12ポイントよりさらに大きくしたほうがいいです。左の例文は16ポイントで書いています。

5：「分かち書きを」

文節などの間に空間を挟む「分かち書き」をすると、読みやすさが増します。

6：「色分け、太字を活用」

強調したい部分やキーワードを太字にしたり、色分けしたりすることで、相手に伝わりやすくなります。

7：「比喩、隠喩、擬人法、二重否定を使わない」

シンプルで明快な文章が一番です。

※この協議会の報告書は全国手をつなぐ育成会連合会が作成。報告書の添付資料のひとつとして、政治参加（選挙等）では、狛江市福祉保健部・狛江市選挙管理委員会事務局の「選挙事務における成年被後見人の方、障がい者の方への理解と支援について」（平成26年12月）が入っています。

平成31年3月 京都産業大学准教授・堀川 諭 作成（令和5年3月改定）

外見からは支援の必要性が分かりづらい障がいについて

1、知的障がいとは？

知的障がいとは、知的の機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているために、福祉的な支援を必要とするものです。

知的障がいのある方の特徴としては次のようなことが挙げられます。

- ①複雑な事柄の理解や判断が不得手であること
- ②込み入った文章や会話の理解が不得手であること
- ③お釣りのやりとりのような日常生活の中での計算が苦手であること
- ④周りの状況や抽象的な表現の理解が困難であること
- ⑤ 未経験のことや状況の急な変化の対応が困難であること

一見して、障がいがあることが分かりにくく、少し話をしただけでは障がいがあることを感じさせない方もいます。しかし、上の①～⑤のようなことが不得手であったり、困難であることを理解してください。

(知的障がい編)

2、精神障がいとは？

精神障がいには、統合失調症や躁うつ病、アルコールや薬物依存症、人格障がいなどのさまざまな病気が含まれています。

統合失調症にかかると、次のような症状が出る場合があります。

- ①人が自分の悪口を言っていると感じる（被害妄想）
- ②現実にはない「声」や「もの」が見えたり、聞こえたりする（幻覚・幻聴）
- ③意思疎通を図る力が低下する
- ④意欲や感情の表出が減退、減少する

これらの症状により、周囲の状況を認識する力が妨げられ、正しい判断が難しくなって、対人関係をこじらせてしまったり、生活がしづらい状態となってしまう方もいます。

社会には、精神障がいに対する偏見や誤解が残っていますが、適切な治療やリハビリテーション、必要な援助を受けることで、地域で安定した生活を送ることができるようになっていく方もいることを理解してください。

(精神障がい編)

3、発達障がい（神経発達症候群）とは？

発達障がいとは、発達障がい者支援法において主に**自閉症**、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、**注意欠陥多動性障がい**（ADHD）、その他のこれに類する脳機能の障がいで、通常低年齢時に現れる障がいとされています。

それぞれの障がいによって、具体的に次のような特性が挙げられます。

①広汎性発達障がい（自閉スペクトラム症）

※**自閉症**・高機能自閉症・アスペルガー症候群

<自閉症>

- ・主に知的障がいを伴います。
- ・人とのコミュニケーションをとることが苦手です。
- ・興味や関心が特定のものに集中し、こだわりを示すことがあります。
- ・他人の感情や表情の理解をすることが苦手です。

<高機能自閉症・アスペルガー症候群>

- ・知的障がいを伴わないことが多いです。
- ・**自閉症**と同じ特性があります。

②学習障がい（LD・発達性学習症）

- ・知的発達の遅れがないことが多いです。
- ・読み、書き、計算をすることが苦手なことがあります。
- ・聞く、話す、推論することが苦手なことがあります。

③**注意欠陥多動性障がい**（ADHD・注意欠如多動症）

- ・忘れものが多いことがあります。
- ・時間や物の管理をすることが苦手です。
- ・じっと座ることができないなど、集中力が続かないことがあります。
- ・自分の感情や行動をうまくコントロールできないことがあります。

（発達障がい編）

【参照】

第4版 **選挙事務における** 成年被後見人の方 障がい者の方 への理解と支援について
狛江市福祉保健部・狛江市選挙管理委員会事務局 平成27年4月改訂より

（一部加筆しています。）